

証券コード：3419

平成30年 1月15日

株主各位

東京都港区海岸一丁目14番24号
アートグリーン株式会社
代表取締役社長 田 中 豊

第26回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年 1月29日（月曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 1月30日（火曜日） 午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 T K P新橋汐留ビジネスセンター ホール201
東京都港区新橋四丁目24番8号2 東洋海事ビル
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第26期（平成28年11月 1日から平成29年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役1名選任の件
第2号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、事業報告及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.artgreen.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自平成28年11月1日 至平成29年10月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復傾向にあり、個人消費も底堅さを増してきました。しかしながら、海外では米国の経済政策や新興国・資源国経済の動向が国際市場に及ぼす影響等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

花き業界においては、東京都中央卸売市場の市場統計情報によると、平成28年11月から平成29年10月までの、らん鉢取扱金額は3,797百万円（前年同期比2.9%減）、数量では831千鉢（前年同期比1.0%減）と、いずれも前年同期比減少傾向で推移しております。

このような事業環境の中、フラワービジネス支援事業は、ウェディングの婚礼組数が伸び悩み、婚礼用生花の受注の減少があったものの、主力である法人贈答用胡蝶蘭の新規顧客開拓及び既存顧客への深耕営業により、売上は順調に伸ばすことが出来ました。ナーセリー支援事業では、生産指導の継続した取り組みにより、各提携農園で生産される胡蝶蘭の品質が向上いたしました。フェーネラル事業は、葬儀の小型化により、売上に影響を受けました。

また、これまで一般的に胡蝶蘭が全国の生産農家から出荷され、エンドユーザーまでお届けするまでの間、和紙で包んであるのが主流でした。しかしながら、一本一本を和紙で包む作業は、生産農家でも手間がかかる上、万が一流通の中で花に問題が発生しても分かり難く、更にはエンドユーザーが和紙を外す際にも時間と手間がかかり、花びらを傷めてしまう可能性も高いものでしたが、それを解決した胡蝶蘭用のオリジナル包装資材「スルリ」を平成28年8月に開発し、当事業年度より販売を開始いたしました。

更に、公益財団法人日本財団の新しい就労支援「はたらくNIPPON!計画」の趣旨に沿って、NPO法人AlonAlonが推進するフラワープロジェクトへの支援として、胡蝶蘭の栽培を主な事業とした就労継続支援B型事業所に対し、胡蝶蘭苗の安定供給と栽培指導、更に出荷・配送・販売まで一貫したサービスを万全の体制で協力・サポートに取り組みしました。当社はこのようなCSRを目的とした協働プロジェクトに対し、社会貢献ビジネスを推進される企業様を支援するとともに、当社の企業理念の実現に向けて継続的に取り組んでおります。

この結果、当事業年度における売上高は1,734,627千円（前年同期比1.1%増）、営業利益は62,580千円（同12.0%増）、経常利益は60,295千円（同17.5%

増)、当期純利益は40,356千円(同5.9%増)となりました。

なお、当社の事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業について記載しております。

(フラワービジネス支援事業)

フラワービジネス支援事業につきましては、メディアの取材にも多数応じることで情報発信も増え、異業種参入支援業務における新規顧客開拓の強化及び既存取引先へのオリジナルのフラワーギフトカタログ作製の提案を行い、販売強化に注力いたしました。また、平成29年1月に横浜営業所を開設したことで、これまで以上にお客様の利便性向上と対応の迅速化を図り、更なるサービスの拡充等に取り組みました。

一方ブライダルは婚礼組数が伸び悩み、婚礼用生花の売上は前年同期比減収となりました。

以上の結果、フラワービジネス支援事業の売上高は1,212,710千円(前年同期比9.2%増)となりました。

(ナーセリー支援事業)

ナーセリー支援事業につきましては、国内提携農園3社の品質向上のため、各提携農園の生産指導と経営支援の強化に注力いたしました。また、国内提携農園で生産された製品の品質が向上したことにより、自社製品として活用する量も増加したことから、市場からのセリ入荷量を抑制することが出来、結果として市場への出荷量は減少いたしました。

以上の結果、ナーセリー支援事業の売上高は386,284千円(前年同期比13.7%減)となりました。

(フューネラル事業)

フューネラル事業につきましては、葬儀に関する潜在的な需要は、人口動態からみても増加するものと推計されております。しかしながら、葬儀業界の環境としましても、葬儀件数は増加する一方、葬儀の小型化等により葬儀単価が減少しており、当社においても単価の下落傾向が続いております。

以上の結果、フューネラル事業の売上高は135,632千円(前年同期比13.8%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資は、配送状況自動応答システム500千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金として、平成29年9月29日に第1回無担保社債100,000千円を発行いたしました。また金融機関より、長期借入金90,000千円の資金調達及び104,313千円の返済を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

区分	第23期 (平成26年10月期)	第24期 (平成27年10月期)	第25期 (平成28年10月期)	第26期(当期) (平成29年10月期)
売上高(千円)	1,408,468	1,686,667	1,715,402	1,734,627
経常利益(千円)	47,013	57,714	51,334	60,295
当期純利益(千円)	30,379	45,316	38,124	40,356
1株当たり当期純利益(円)	34.13	50.91	35.03	36.01
総資産(千円)	484,982	556,904	703,294	861,972
純資産(千円)	202,163	247,518	374,489	415,393
1株当たり純資産(円)	227.14	278.11	334.24	370.51

(注) 当社は、平成27年8月28日付で、普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割、新設分割及び譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社の所属する花き業界は、ここ数年続いた景気の低迷を受けて、市場規模が微減傾向にあります。小売市場の頭打ち、婚姻件数の減少傾向や一件当たり単価の下落によるブライダル需要の低迷など、当社の経営環境は引き続き厳しいものと認識しております。一方、安倍内閣の経済対策等により、国内の経済は徐々に回復基調にあり、贈答用の花き類の需要は堅調に推移しております。このような状況下、当社は、中期事業計画の達成に向けて次のような課題に取り組んでまいります。

① 収益基盤の強化

当社は胡蝶蘭の苗を輸入し、生産者へ提供することにより、ナーセリー支援事業において生産分野にも進出しております。一方で、当社は仲卸業者として、市場からのセリにより胡蝶蘭をはじめとした生花を仕入れることができるうえ、小売店と同じ付加価値をもってエンドユーザーに配達する仕組みも有しております。このように当社は花き業界においてワンストップサービスが行える強みを生かし、事業の拡大を図るとともに、花き市場におけるプライスリーダーの地位を確保すべく、攻めの経営を行ってまいります。

② 優秀な人材の確保と育成、社内管理体制の強化

当社の事業は、労働集約型事業であり、花き分野における高い技量や経験を有し、高度な商品知識をもった人材が不可欠であります。したがって、優秀な人材の確保に努めるとともに、人材育成の強化、人材の適正配置を行うなど、教育環境や労働環境を整備し社員の定着を図るとともに事業に対する取り組み意欲の向上を促進すべく、体制を強化してまいります。

また、事業の拡大とともに、管理部門の強化やダブルチェック体制を基本とした社内体制の強化を図ってまいります。

③ 営業体制の強化（顧客基盤の拡大）

営業部門の体制を再構築し、売上増を目指すとともに、新規顧客の獲得を積極的に行ってまいります。そのために、営業部門の要員を増員するとともに、人材教育を強化し、その体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容（平成29年10月31日現在）

事業区分	事業の内容
フラワービジネス支援事業	生花店への販売 法人へのフラワービジネス参入支援事業
ナーセリー支援事業	農家への胡蝶蘭苗の販売 提携生産農園の経営支援
フューネラル事業	葬祭用切花の販売

(11) 主要な事業所（平成29年10月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区海岸一丁目14番24号
大阪支店	大阪府大阪市福島区吉野五丁目11番31号
横浜営業所	神奈川県横浜市西区西前町二丁目46
名古屋営業所	愛知県名古屋市中川区西日置二丁目6番5号
福岡営業所	福岡県福岡市博多区対馬小路二丁目16番

(12) 使用人の状況（平成29年10月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63名	12名増	33歳1ヶ月	4年3ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（17名）は含んでおりません。

(13) 主要な借入先の状況（平成29年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	34,733千円
株式会社東京都民銀行	30,809千円
株式会社横浜銀行	29,167千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	26,668千円
株式会社阿波銀行	24,169千円
株式会社八千代銀行	23,500千円

2. 会社の株式に関する事項（平成29年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株
- (2) 発行済株式総数 1,121,135株（自己株式65株を除く）
- (3) 株主数 1,265名
- (4) 株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
田中 豊	716,000株	63.86%
根本 和典	84,000株	7.49%
花キュービット株式会社	48,000株	4.28%
芝田 新一郎	20,000株	1.78%
堀 威夫	18,000株	1.61%
NPO法人AlonAlon	10,000株	0.89%
森田 厚	9,400株	0.84%
佐藤 顕勝	7,700株	0.69%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	6,300株	0.56%
原 健吾	6,200株	0.55%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要（平成29年10月31日現在）

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	平成25年10月31日	平成26年10月31日
新株予約権の数	142個	5個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 56,800株	当社普通株式 2,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使価額	148円	252円
新株予約権の行使期間	平成27年10月28日～ 平成35年10月27日	平成28年11月2日～ 平成35年10月30日
保有人数及び新株予約権の数		
当社取締役	4名 65個	—
当社監査役	1名 1個	1名 1個
新株予約権の主な行使条件	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 平成27年8月5日開催の取締役会決議において、平成27年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員並びに従業員の地位にあることを要するものとします。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとします。
- ③ 当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行使することができません。
- ④ 取締役会において、当社との協力関係及び信頼関係が失われたと決議された場合には、権利の行使をすることができません。
- ⑤ 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には新株予約権を行使することができません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役（平成29年10月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 豊	—
専務取締役	根 本 和 典	事業本部長
取締役	柴 田 益 司	事業本部副本部長
取締役	伊 藤 正 之	事業本部副本部長
取締役	芝 田 新一郎	管理部長
取締役	小 松 隆 一	—
常勤監査役	横 田 孝	—
監査役	藤 本 健 介	—
監査役	山 田 孝 雄	—

- (注) 1. 取締役のうち、小松隆一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、横田孝及び山田孝雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役のうち、山田孝雄氏は、長年に亘り金融機関に勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役小松隆一氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の総額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	6 （1）	52,180 （360）
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	3,570 （3,210）
合計 （うち社外役員）	9 （3）	55,750 （3,570）

- （注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成20年1月25日開催の株主総会において、取締役の報酬限度額は年間60,000千円以内、監査役の報酬限度額は年間10,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小 松 隆 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	横 田 孝	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席し、企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。
社外監査役	山 田 孝 雄	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査役会14回のうち12回に出席し、長年の金融機関での勤務経験で培われた経験や経験を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。

5. 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の過去の監査実績、監査計画、報酬見積の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

該当事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業人として社会倫理に適合した良識ある行動をとるようにコンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人に周知徹底を図り、健全な企業風土の維持発展に努めます。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については文書管理規程で定め、保存年限内の文書に関しては必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとします。

- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会において経営の重要案件を議論し、事業リスクの低減を図るとともに、社内規程の整備、遵守を推進し、様々なリスクに備えます。また、危機的事態が顕在した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対応を検討します。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催することにより重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行います。また、業務分掌規程、職務権限規程等に業務執行の手続きを明確に定め、部門長との連携を強化することにより、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、また、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ監査役を補助すべき使用人を指名します。当該使用人は、監査役会の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとします。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

すべての取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとし、当社に重大な損失を及ぼすような影響のある事実を発見した場合には、法令及び関連規程に従い監査役への報告を遅滞なく行うよう、取締役及び使用人に対して周知徹底します。

また、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還、その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務を、監査役の請求に基づき速やかに処理するものとします。

- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会規程、監査役監査基準に則して行動するとともに、会計監査人と緊密に連携を保ち、合理的な監査に努めることで監査役の監査が実効的に行われることを確保するものとします。また、必要な場合には専門家との意思疎通を図るなどの対応を行うこととします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回以上、計13回開催しており、社外監査役を含む監査役も出席し、経営への監視を行っております。

- ② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は計14回開催し、監査に関する重要な事項につき、協議・決議を行っております。また、稟議書等の重要書類を適時閲覧したり、提携する胡蝶蘭生産農園の往査等により、監査の実効性を確保しております。

- ③ コンプライアンス

従業員に対し、社内研修を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの遵守に努めました。

④ 内部監査体制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、業務の適正な執行の確認を行いました。

⑤ 反社会的勢力の排除に対する取組み状況

新規取引先並びに新規採用者に対しては、管理部が反社会的勢力との該当性を判断し、既存取引先に対しては、原則として年に1度、「反社会的勢力調査」を行っております。また、警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	798,774	流 動 負 債	269,485
現 金 及 び 預 金	489,390	買 掛 金	60,590
受 取 手 形	118	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	20,000
売 掛 金	195,967	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	90,929
商 品 及 び 製 品	20,657	未 払 金	27,196
仕 掛 品	69,179	未 払 費 用	13,814
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	497	未 払 法 人 税 等	24,197
前 払 費 用	10,540	預 り 金	2,841
繰 延 税 金 資 産	9,716	賞 与 引 当 金	14,706
そ の 他	5,350	株 主 優 待 引 当 金	1,610
貸 倒 引 当 金	△2,642	そ の 他	13,599
固 定 資 産	63,197	固 定 負 債	177,093
有 形 固 定 資 産	7,629	社 債	80,000
建 物	4,318	長 期 借 入 金	97,007
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	86
工 具、器 具 及 び 備 品	720	負 債 合 計	446,578
土 地	2,590	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	2,763	株 主 資 本	414,289
ソ フ ト ウ エ ア	2,119	資 本 金	139,199
そ の 他	644	資 本 剰 余 金	89,312
投 資 そ の 他 の 資 産	52,804	資 本 準 備 金	44,524
投 資 有 価 証 券	3,370	そ の 他 資 本 剰 余 金	44,787
出 資 金	73	利 益 剰 余 金	185,845
長 期 前 払 費 用	1,365	そ の 他 利 益 剰 余 金	185,845
保 険 積 立 金	21,711	繰 越 利 益 剰 余 金	185,845
破 産 更 生 債 権 等	7,743	自 己 株 式	△67
繰 延 税 金 資 産	277	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,103
そ の 他	26,005	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,103
貸 倒 引 当 金	△7,743	純 資 産 合 計	415,393
資 産 合 計	861,972	負 債 ・ 純 資 産 合 計	861,972

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成28年11月1日)
(至平成29年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,734,627
売 上 原 価		1,000,596
売 上 総 利 益		734,030
販売費及び一般管理費		671,450
営 業 利 益		62,580
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	212	
そ の 他	1,086	1,298
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,250	
社 債 利 息	18	
社 債 発 行 費	2,259	
そ の 他	55	3,583
経 常 利 益		60,295
特 別 利 益		
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	2,352	2,352
税 引 前 当 期 純 利 益		62,648
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	26,254	
法 人 税 等 調 整 額	△3,962	22,292
当 期 純 利 益		40,356

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成28年11月1日)
(至平成29年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	139,140	44,465	44,787	89,253	145,489	145,489	-	373,883
事業年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	59	59		59				118
自己株式の取得							△67	△67
当期純利益					40,356	40,356		40,356
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	59	59	-	59	40,356	40,356	△67	40,406
当期末残高	139,199	44,524	44,787	89,312	185,845	185,845	△67	414,289

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	606	606	374,489
事業年度中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			118
自己株式の取得			△67
当期純利益			40,356
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	497	497	497
事業年度中の変動額合計	497	497	40,903
当期末残高	1,103	1,103	415,393

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法で処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

② 市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 仕掛品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

③ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に伴い、翌事業年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	20,944千円
----------------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	1, 120, 400	800	—	1, 121, 200

(注) 発行済株式の増加800株の内訳は、以下のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 800株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 65株

3. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 58, 800株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,646千円
貸倒引当金	3,187千円
賞与引当金	4,538千円
株主優待引当金	497千円
減価償却費超過額	764千円
投資有価証券評価損	534千円
資産除去債務	30千円
その他	2,218千円
繰延税金資産小計	13,417千円
評価性引当額	△2,936千円
繰延税金資産計	10,480千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△487千円
繰延税金負債計	△487千円
繰延税金資産の純額	9,993千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、流動性及び安全性を重視し、短期的な預金等を中心としており、資金調達については、主に金融機関からの借入によっております。また、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客である取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、債権保証サービスを利用するなど、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。当社では、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用していないため、借入金のうち変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に実行できなくなるリスク）については、当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約を締結するなどして、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)をご参照ください)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	489,390	489,390	—
(2) 受取手形	118	118	—
(3) 売掛金	195,967	195,967	—
(4) 投資有価証券	3,279	3,279	—
(5) 破産更生債権等	7,743		
貸倒引当金(※1)	△7,743		
差引	—	—	—
資産計	688,755	688,755	—
(1) 買掛金	60,590	60,590	—
(2) 未払金	27,196	27,196	—
(3) 未払法人税等	24,197	24,197	—
(4) 預り金	2,841	2,841	—
(5) 社債(※2)	100,000	98,846	△1,153
(6) 長期借入金(※3)	187,936	187,823	△112
負債計	402,762	401,495	△1,266

(※1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内償還予定の社債を含めております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入及び発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	金額（千円）
非上場株式	91
出資金	73

非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	489,390	—	—	—
受取手形	118	—	—	—
売掛金	195,967	—	—	—
合計	685,475	—	—	—

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注4) 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	—
長期借入金	90,929	64,832	26,675	5,500	—	—
合計	110,929	84,832	46,675	25,500	20,000	—

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 370円51銭
2. 1株当たり当期純利益 36円01銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年12月19日

アートグリーン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 木 下 洋 印
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 紙 本 竜 吾 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アートグリーン株式会社の平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、

不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査業務分担部門である管理部その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成29年12月27日

アートグリーン株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	横	田	孝	印
監査役	藤	本	健介	印
監査役（社外監査役）	山	田	孝雄	印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
※ むら た のり お 村 田 則 夫 (昭和26年1月2日生)	昭和44年4月 平成16年4月 平成17年4月 平成25年7月 平成28年2月 平成29年6月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 泉友株式会社出向 同社転籍 建匠株式会社顧問 当社入社営業推進本部長 当社執行役員営業本部長（現任）	一株
【取締役候補者とした理由】 村田則夫氏は、株式会社住友銀行において支店長等を歴任し、その豊富な経験と実績を活かして、入社以来、当社の事業拡大に貢献してまいりました。そのため、当社の事業拡大及び重要な職務執行の決定に対する適切な役割を期待できると判断し、取締役候補者となりました。			

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年1月25日開催の第16回定時株主総会において、年額60,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役が1名増員されることになる等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額100,000千円以内（うち社外取締役分5,000千円以内）と変更させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は7名（うち社外取締役1名）となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：TKP新橋汐留ビジネスセンター ホール201
東京都港区新橋四丁目24番8号2 東洋海事ビル
受付開始は午前9時30分を予定しております。



(交通アクセス)

JR線	新橋駅 烏森口 (徒歩約4分)
都営三田線	内幸町駅 (徒歩約9分)
都営浅草線	新橋駅 A1出口 (徒歩約3分)
ゆりかもめ	新橋駅 A1出口 (徒歩約4分)
東京メトロ銀座線	新橋駅 8出口 (徒歩約5分)

(注) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。